

いずみさの多子世帯出産子育て応援事業

多子世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てできる環境を整備するとともに、地域経済を活性化するため、第二子以降の子を出産された方に

泉佐野地域ポイント「さのぼ」を付与します！



©ゆでたまご/泉佐野市

対象者

令和7年4月1日以降に第二子以降の子(対象児童)を出産した母又はその配偶者であって、下記の(1)～(4)の全てに該当するもの。

- (1)対象児童の出生日から90日以上経過しているもの。
- (2)出生日から申請日までの期間、対象児童と本市の同一住所で住民登録されているもの。
- (3)出生日から申請日までの期間、対象児童以外の児童(18歳に到達してから、最初の3月31日までの間にあるものであって、日本国内に住所を有するものをいう。)を監護し、かつ、生計を同じくするもの。
- (4)申請日以降も継続して本市に住民登録し、居住する意思のあるもの。

支給ポイント

- ・第二子 100,000 ポイント (100,000 円分)
- ・第三子以降 200,000 ポイント (200,000 円分)

申請方法・流れ

ポイントの支給を受けるには、対象児童の出生から90日経過後、必ず事前の申請が必要です。

- ① 窓口または、オンライン(右記二次元コード)で受付をしています。

必要書類

- ・いずみさの多子世帯出産子育て応援事業ポイント支給申請書
- ・本人確認書類(マイナンバーカード、免許証、健康保険証等)の写し
- ・申請者本人名義の「さのぼカード」



申請フォーム

《対象児童以外の児童が別居している場合》

- ・別居監護申立書
- ・戸籍謄本

※上記の場合は、オンライン申請ができませんので、こども家庭課窓口で申請してください。

- ② 審査後、支給決定通知書もしくは不支給決定通知書を送付します。
- ③ 支給対象者には、決定後1～2か月程度で指定の「さのぼカード」にポイントを付与します。

※申請には、「さのぼカード」が必要です。お持ちでない方は、事前にお申し込み下さい。

詳細については、裏面をご確認下さい。

(裏面へ)

さのぼカード作成方法

さのぼカードの新規申し込みは、

下記の 3 施設での申し込みに加え、オンライン又は郵送で申請ができます。

- ・観光おもてなしプラザ「泉佐野まち処」
- ・まちの活性課「泉佐野市まちの活性課事務所」
- ・観光交流プラザ「りんくうまち処」

※オンライン又は郵送で新規申し込みをされた場合、1～2 週間程度かかります。

●詳しくは、泉佐野ポイントカード会のホームページをご覧ください。

URL: <https://sanopo.com/>

二次元コード:



よくあるお問い合わせ

Q: 第二子以降で双子を出産しました。2 人分受給できますか。

A: 2 人分受給できます。

第二子 10 万ポイント、第三子 20 万ポイントの合計 30 万ポイントを受給できます。

なお、初産で双子の出産であった場合には、そのうち 1 人分が対象となり第二子 10 万ポイントを受給できます。

Q: 「さのぼカード」は、申請者本人名義以外でも申請できますか。

A: いいえ。申請できるのは、申請者本人名義のカードのみです。

Q: 「さのぼカード」はどこで使えますか。

A: さのぼ加盟店であれば、ご使用いただけます。

加盟店一覧については、上記の泉佐野ポイントカード会のホームページをご確認下さい。

Q: 支給されたポイントの有効期限はありますか。

A: 有効期限は、付与した日の翌々年度の 3 月末です。

例えば、令和 7 年 4 月 1 日に付与したポイントは、令和 10 年 3 月 31 日に失効します。

【問い合わせ先】

泉佐野市こども部こども家庭課(市役所 3 階)

TEL: 072-463-1212(代)

内線 2372、2373

FAX: 072-469-3363

Mail: kodomo@city.izumisano.lg.jp